

不正な取引に関与した業者に対する処分方針

2022年4月1日
アンテナ技研株式会社

1. 趣旨

この方針は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(文部科学省)に基づき、不正な取引を行った取引業者に対する処分方針を定める。

2. 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分

不正な取引に関与した取引業者は、1ヶ月以上 12ヶ月以内の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止により当社の研究及び業務活動に著しい影響がある場合には、一定期間を経た後、取引停止処分とすることがある。

3. 不正な取引に関与した業者への取引停止等の決定

不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分は、最高管理責任者(代表取締役)が状況調査を行い、その判断を総合的に勘定して決定する。

4. 不正取引に関する方針

不正取引に関する方針を次のように定める。

- ・公的研究費の使用ルールや責任を理解してもらうために、関係者に対し説明を行う。
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(文部科学省)を遵守し、不正防止策を継続的に改善する。

5. 不正取引に関するルール

不正取引に関するルールを次のように定める。

- ・不正な取引に関与した業者への取引停止等を行う。
- ・取引業者に対し、不正取引防止対策を周知徹底する。
- ・取引業者に対し、不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。

6. 取引業者への不正防止対策の周知について

取引業者への不正防止対策の周知について、次のように定める。

(1)周知内容

- ・不正な取引に関与した業者に対する処分方針
- ・当社における不正防止対策に関する方針
- ・当社における不正防止対策に関するルール

(2)周知方法

- ・当社ホームページに掲載

(3)周知時期及び回数

- ・当社ホームページに常時掲載
- ・内容に変更があった場合は、速やかに更新する。

取引業者用

誓 約 書

アンテナ技研株式会社
代表取締役社長 様

当社は、貴社との公的研究費利用に関する取引にあたり以下のとおり誓約します。

記

1. 貴社の公的研究費による研究活動の不正行為防止のための取り組みの趣旨を理解し、貴社の規定等を遵守し、不正に関与しません。
2. 内部監査・その他の調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
4. 貴社の研究員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報します。

以上

年 月 日

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者名 _____ (印)